제57호 1905. 3. 28.

朝鮮日報

紀元二千五百六十五年
韓曆光武九年
陰曆甲辰二月廿三日

定價 壹ヶ月 金參拾錢 [illegible]

廣告 五號活字十九字詰 壹行壹回 金拾三錢 三日以上 金七錢 五日以上 金五錢 社告欄 金貳拾錢

發行兼編輯人 高瀬 [illegible] 印刷人 [illegible]

韓國釜山港大廳町二十七番地 發行所 朝鮮日報社

雜錄

第一銀行の韓國に於ける業務

今回勅令第七十三號を以て株式會社第一銀行の韓國に於ける業務に關する件を公布せられたることは昨紙に記したるが抑も第一銀行が韓國に於て始めて無記名式一覧拂約束手形即ち銀行券を發行せしは去る三十五年五月にして韓廷内の排日派が屢々術策を弄して第一銀行券の流通を阻碍したりしもその効なくして年と共に信用を博し日露開戰後は諸多の事情に伴ひその發行高は益々増加し昨今にては三百三十餘萬圓の流通を見るに至りたれば帝國の韓國に於ける勢力大に發展したるに基因する〻第一銀行の信用と經營宜しきを得たるに由らずんばあらず而して第一銀行は既に三百餘萬圓の銀行券を發行しつゝあるのみならず韓國[illegible]より取扱ひ事實において中央銀行の觀ありしが去る一月十九日韓國政府が幣制改革に關する勅令を公布すると同時に第一銀行は最も重大なる任務を帯ぶる事となれり韓國政府が幣制改革に關し第一銀行と契約せる條文の第三條に「大韓國政府は第一銀行券を公認し公私共に之を授受し無制限に通用の事」と規定したると共に現行貨幣整理の業務範圍内に於て貨幣整理に關する一切の事務を第一銀行をして執行せしむることとせり尤も貨幣整理に要する一切の經費に充つる資金として韓國政府は金三百萬圓を第一銀行に交付し又資金に不足を生ずる時は不足金額を即時第一銀行に償給することを契約したるなり第一銀行は右の契約に基きて貨幣整理即ち白銅貨交換の方法等につき目下計畫中なるが又第一銀行は貨幣整理契約を締結したると同時に去る一月二十八日韓國政府と國庫金取扱契約を締結したり而してその要領は左の如し

一、大韓國政府の歳入は國庫金として第一銀行に任置する事
一、國庫預金には利子を附せざる事
一、[illegible]
一、度支部大臣は第一銀行事務所に對し[illegible]給會の每月國庫任金引出の金額を豫定し之れを第一銀行に通知し置くべし其の變更ある場合も亦同様の事
一、大韓國政府は金三十萬圓以内を限り臨時不足にて任置金に超過する金額を引出し得る事
一、金三十萬圓を超過したる引出金額に對しては大韓國政府は年六分の利子を辨償すべき事但本條の引出金額は一日萬圓を超過するを得ざる事

又契約書の第五條に第一銀行は國庫任金出納の爲め樞要の要所に事務所を設置する事を規定せり現在に於ける同銀行の支店出張所の所在地は京城、仁川、釜山、元山、木浦、群山、平壌、大邱の八ヶ所なるが此等は主として商業上の必要より設置したるものなれば國庫金の出納を取扱ふためには右の外數ヶ所に支店、出張所を增設するの要あるべし而して第一銀行券は貨幣整理契約にて無制限の通用を公認せられ一方においては國庫金を取扱ふとすれば事實上第一銀行は韓國の中央銀行となり來れども韓國に於ける第一銀行の業務は他の銀行と同じく韓國政府の監督の下にありて大藏大臣は與からざりしなり然るに今回韓國の中央銀行として營業するにおいては大藏大臣の監督を要するを以て今回勅令第七十三號を發布するに至りたるものにして同勅令は一種の命令書とも云ふべきなり

同勅令第七十三號の第四條に「第一銀行は韓國に於て營む業務のため特に資本金額を定めて大藏大臣の認可を受くべし」と規定せるが從來は普通銀行の支店と同じく資本額を定めざりしため局外者は同銀行の損益を知る能はざりしも今後は同支店に對する注文も自から變更なきならん又同銀行券發行高に對し同額の正貨準備金若しくは日本政府證券を準備するを命じたるも之は元より當然なるが右準備の外に一千萬圓を限り保證準備にて銀行券發行を許可したるは非常の寛典と云ふべし右二條件の外に主務大臣の指定條件により[illegible]發行することを得る又從來同支店の利子は兎角の評ありしが第[illegible]條に「主務大臣は貸附割引の金額及び利子步合又は其の他手數料等の制限をなすことを得」と規定したるは注意すべき條項なるべし

●戰爭と經濟

有力なる實業家某氏「戰爭と經濟との關係」に就て曰く

△戰爭は戰爭に依て發達す 昔から兵は兇器と稱へ又俚諺に金持喧嘩せず、地面持は逃るといふ所に事異れども申しまして世間一般わけて實業家なぞ申すものは万事事異れで戰爭は大の禁物であります又此頭腦を有する人があるも皆實業家として戰爭と經濟とは兩立せぬものでありますのぞうか言を換へて申せば國家の戰爭の結果國勢衰亡するのではないと種々なる方面から研究して斷言して憚らぬ實に經濟は戰爭に依て發達するものであるぞ云ふ者もあるかぞうか私は是を以て一を知て二を知らぬものと思ふ私は斷言して憚らぬ

△歷史上の實例 私の狹い智識の範圍を以てするも歷史上の實例は澤山ある英國の目覺しい發展は其殖民戰爭の結果である米國は獨立戰爭に依て發達し南北戰爭に因て國力充實の端を發した我國の如き王政維新の改革により日清戰爭により一躍し二躍して經濟上今日の發達を成すに至つたとは何人も知る所である此等の例に依て見ば戰爭は決して經濟の發達は戰爭の負ふ所大なりと云ふも敢て過言では有りません

△王者の戰 勿論吾等は戰爭が王者の戰ならば人道の爲め文明の爲め已む無く起つて立つ國民の戰であるならば必ずや必ず天意を得ん[illegible]此の戰でなければならぬ一身の爲め小數者の野心を滿足せしめむが爲めにする非道の戰であるならば其國は必ず衰へ且つ亡ぶる

△軍人と實業家 本題とは稍意趣を異にして居りますが一言述べたい事がある外でもない維新の際凡ての者皆其面目を新たにしたが最も根本的に組織を變改せられたのは軍人と實業家とである然るに個人も始めてあるのに實業家は恰も是に離れたる相違である何故であるか平私は思ふ凡そ軍人が至誠以て職に殉ずる精神を以て實業家は之を無いが居るから些か實業家が其の誠心を以て貧に[illegible]其の心掛あらんことを希望するのである [illegible]

●一年志願兵志願者 一年志願兵の注意 出願に就て已むを得ざる事情にて一月三十一日迄に願書を師團司令部へ差出す能はざりしの爲め其企望を遂ぐるを得ざるは本人の不注意に依ると勿論なるも昨年改正の一年志願兵條例なるものが未だ一般に了知せらざるに基き多少諒察すべき事情なきにあらざれば其筋にては本年に限り期日までに其の市町村長へ願書を差出しありたる者の身体檢查期其他に關し取扱上差支なき範圍に於て願書を受理することに決定したりとされば前記事情の爲め空しく翌年を待ちたる者も此際聯隊區司令官へ公示に申出づれば其希望を達するを得るなるべし

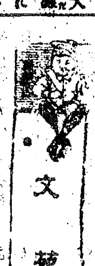
小品文

○空海灘

孤岳生

釜山の港を解纜してより既に幾時間乾坤唯だ混沌として浮玻璃の海天に懸れる大陸の外には目を遮るべき物もなき玄海灘のまん中まで行く手の山々は水平線下に沈み果てゝ一碧無涯渺茫なりかと見れば雲の峯かと見れば波の花一碧萬里の滄溟の上には島もなく山もなく川もなく身は唯だ大宇宙の驚くべき空闊に日月と遊び雲霞を侶として悠々天地の大を徹歩せるかと疑はる仰ぎ見れば千態萬狀の雲の紋は天の青空に彩られ俯して眺むれば船先に散りて飛べる白銀の玉は[illegible]の央を散らるゝは宛かも萬斛の眞珠を碎くる遊の花は冷艷玉を欺く眞白なる蒼空や蒼海をなる遙けき遠方に雲の數片 [illegible] 遊ぶかよはき鷗の飛ぶさまは[illegible]と思はる

出離の豈何時か光らん眺むればはてしなき玄界灘の唯だ茫々として廣きのみ何處を寄る邊の我が靈魂の歸着ぞやア、嬉しいかなや佛陀が大悲弘誓の船今輪回の海に掉せり蓮して行く手の西の方玄界大難盡くる所慈悲圓滿の國王は吾を待ち玉ふらんと觀上顯を放ちて仰ぎ見れば遠く高き幽玄の空無極の色は凝りて蒼々たり茫漠として我を招くに似宇宙のそあに宿る生命は慈悲のまゝや美しと細かなり落ち行く雲の夕日の光法界の源頭より流れ來る無始の光明のうれよ神韻縹渺として人寰の元氣を呼吸するが如し迦々たる飛雲漫々たる大洋ア、此大靈を仰となし青海原を家と住み海の袖に打臥して枕を枕に今宵一夜を船路に明かしなばいかに心行くばかり清き自然と接吻なすを得ん



●頻 梅 (紅黄白紫圖)
[illegible]作詩 [illegible]

●儔 寸 句(春季雜) 八 重

丸木橋かへらば折ひつく〳〵し
大阪や花見の雲の上りけり
高札に陽炎ゆらぐ鳥總
大潮や田舍の人の音やれ月
入つ舞や花れたる庭の水
蘭花と相撲のうたひかな
遅橋のみされに暮れて春雨し
うろ〳〵と稀行く〳〵や花の雲
友を待つ花の石橋暮れれ

講談

仇討 武勇の譽 (一回)

桃川 竹林講演 本社員速記

[illegible]伊達上野介政宗より伊達左京太夫綱宗公へ弄の大綱を告げまして左京太夫綱宗公は五十五歳只今を遡り三十五歳なるは其の時分で年でござりましたされども顯なるの豪傑で文武兩道に秀で一鍛中をあわれみ智仁勇を備へたる人でございます 御「之は行方家へ使者をつかはしてよろしからうと入と存しの上速やかに顯をかまへて其のもの〻を取押へるやうにいたせ」と云へば入丁目の旅持伊達兵部大輔宗基「夫より怪しき奴と見とめしものを取押へてさうして行方家へ使者を送ったるがしかるべき事かさもなければ岩見とやらの武勇に驚ろいて先に行方家へ使者を送りしなりと嘲けらるゝも如何……此の兵部太輔宗基の意見に基づきまして俄かに新關をかまへた仕來の人を取り調べるあとによりまして當時芭蕉ヶ辻の關を預かりましたるものは仙石長左衛門といふもの所務にたけたる高野覇兵衛仙石長左衛門のもとに其大なる路を堅りまして怪しき者を調べるものは中にも主馬と云ふ長に衛門の拵は高野の手のうちにまざまされてしまいました曲者來たれと相待て居ました處とは知らず宣太郎は宮城郡仙臺今名代な芭蕉の辻只今は繁華でございますが其頃は芭蕉を澤山に植込み淋しき處でございます見ると俄かに關所をかまへて旅人を取まらべる体別に何にも預かりません 寛「九州浪人岩見重太郎妹を連れ宜に參るは如何にも好き捕[illegible]のおつ取りこんだ○「汝等は行方家のものよして不屆を働らくゆゑ人をあやめ女をつれて出奔いたせし大賊なり行方家よりとくに當家へ依頼は相成りたり萬常に縄にかゝれ 寛「コハ思ひもよらぬ仰せかな拙者は決して行方家の家來にあらず御人違ひでござらうといはせもあへず番兵等は八方より一齊に取直して打つてかゝりましたが流石は重太郎是非に及ばず鐵扇を取て縱横無盡に取挫く奴等を打ちひしまして女も今は必死の場合竹杖取て近寄る番兵の眞向を打てば何はしけん竹は二ツに割れ中身は正眞正銘の業ものぼうしよかく切り込みました○イヤア怪は拔刀なしところに倒れる たるがそれ取押へろとひしめく取卷いた童太郎は此の体を見ましてより女は左手に及ばぬ是までなりと腰の一刀の柄に手をかけて引拔ひて斬りつけました右の手にたかつものでございませう岩見の腕前仙石長左衛門の主馬チヨコザイなりとおのれしれものとらへと鐵挾をふつて打てかゝるを二三合したと見へたがブッと中段に剣上ました今ぞ仙石長左衛門すべきやうもございません家來どもへ下知をつたへて早やおつきぞろれへ押へづけました如何に男優りといへども女のかよわきみは竹にしかけし一刀をもぎとられてトウ〳〵縛されてしまいました 斯て左衛門は一刀を引ぬきし左手の女の鋼を引き結、如何に重太郎とても手向ひをなせば是非に及ばぬ此の女を斬つ[illegible]

[illegible]號七十五百 [illegible] 火 [illegible]

朝鮮日報

雜報

●駐韓列國公使

日韓協約文上の結果は既に韓國外交の實權が我政府の掌握に歸せし以上は對韓列國の外交は東京駐箚の公使のみにて澤山なる〔べき〕京城にては今以て列國公使の駐在するあり現に米國の如きは前公使不評判にして之れを退けし後は、僅かと思ひしに直に新任公使を赴任せしめ又英國亦朝鮮にても〔新〕公使を駐在せしめつゝあるは〔以上は〕[illegible]列國公使の撤〔退〕を〔命〕ゆべき時にもゆかずや〔駐〕韓列國公使は〔各〕〔本國〕に引揚を命じつゝ〔あるが〕[illegible]

●宮内大臣等の新任

議政閔泳喜氏は宮内大臣に、沈相薰氏は從兵に任せられたり

●國の對清外交

駐清韓〔國公〕使の引揚は一説によれば全く韓國に於ける〔經費〕に關するにあらずして單に人員を創減するに過ぎずといへば或は〔全部〕官位名位〔を〕〔與〕解すべからん但し今後〔韓〕國に對する韓國の外交事務は無論我駐清使に委任するに至るべしと[illegible]

●帝の〔戰〕捷祝賀〔狀〕

[illegible]〔日〕本天皇陛下に〔祝〕賀〔狀〕を呈〔せらる〕韓帝陛下は〔此〕の〔戰〕〔勝〕に〔際〕し〔親〕書を以て[illegible]〔元〕〔帥〕[illegible]めに兵を起したるものなれば其〔速〕〔捷〕の〔東〕洋の平和を〔永〕く〔保〕〔つ〕ならざる理由を述べ[illegible]洋に〔希〕望すといへる[illegible]

●韓帝の〔親〕〔書〕子婚〔禮〕[illegible]ねるべき〔英〕〔國〕皇太子の〔御〕〔婚〕〔儀〕につき[illegible]よ〔り〕[illegible]朕〔惟〕ふに貴國皇太子殿下〔英〕國〔王〕〔女〕に〔就〕り〔慶〕〔事〕〔に〕〔播〕がる〔來〕〔る〕[illegible]へ〔皇〕〔室〕を〔將〕〔來〕[illegible]等友誼〔深〕〔渥〕〔欣〕〔喜〕に〔堪〕へん特に〔貴〕〔孔〕〔勛〕特命全權公使閔哲勳に命じ〔親〕書を〔齎〕呈して慶禮を〔祝〕〔賀〕[illegible]〔大〕〔勳〕〔金〕〔尺〕〔大〕〔綬〕〔章〕の〔贈〕〔與〕〔皇〕〔太〕〔子〕〔殿〕下に〔奉〕〔送〕し益〔福〕〔祚〕を〔獎〕ふ〔陛〕〔下〕の〔壽〕〔疇〕無久を祈る

光武九年三月七日

[illegible]

●參政署理の任命

[illegible]表を提出したるに[illegible]

勅任〔越〕参政の引〔續〕中農相朴齊純氏をして臨時署理を命じたり

●九山顧問の愛仕

九山警務顧問は今〔理〕院顧問をも兼任する事となれり

●韓國祝捷大使

〔の〕一行は明後三十日當地に着、即日〔致〕〔郡〕より差廻すべき御用〔船〕に便乘して〔隅〕〔田〕より山陽〔線〕に乘りて東上する豫定なりといふ

●軍用手票の〔復〕價

一時六拾五錢〔迄〕〔暴〕〔落〕したる〔戰〕〔地〕の〔我〕軍用手票は〔漸〕〔次〕〔回〕〔復〕して昨今は八拾〔錢〕〔餘〕〔と〕なりたる由

●朝鮮の通信事業　我政府は朝鮮に對し同國の通信事業を擧げて本邦の手に經營するの〔計〕〔畫〕[illegible]ては今〔所〕〔在〕〔同〕〔國〕〔に〕〔於〕〔け〕〔る〕〔郵〕〔便〕〔所〕は五拾五ケ所、[illegible]六ケ所の多きに〔上〕[illegible]規律不完全の[illegible]が故に内外の信用[illegible]〔三〕〔拾〕萬圓の[illegible]

[illegible]

第五項〔仲〕〔裁〕〔課〕金	九六〇、〇〇〇
第二款雜收入	二〇〇、〇〇〇
計	六、〇六六、〇〇〇
經常歳出の部	
第一款事務所費	二、四〔四〕七、〇〇〇
第一項俸給	八四〇、〇〇〇
第一目俸給	八四〇、〇〇〇
第二項給料	九三〇、〇〇〇
第一目書記給料	六六〇、〇〇〇
第二目給料	二七〇、〇〇〇
第三項備品費	一七三、〇〇〇
第一目備品費	一七三、〇〇〇
第四項消耗品費	三九八、〇〇〇
第一目〔筆〕紙墨費	一八〇、〇〇〇
第二目薪炭油費	一八〇、〇〇〇
第三目雜費	六〇、〇〇〇
[illegible]	[illegible]

[illegible]

●城津移住者の増加

[illegible]

●鴨綠江の解氷

[illegible]

大邱民會の豫算案

[illegible]本年度の豫算案は去る廿三日の總會にて多少修正〔の〕〔上〕〔大〕〔體〕[illegible]で無事通過したり今其〔概〕〔要〕を示さば左の如し

第一款賦課金	六八〇〇〇
第一項分頭課金	一六二〇〇〇
第二項營業課金	八〇〇〇〇
第三項土地課金	二〇〇〇〇
第四項[illegible]	[illegible]

[illegible]

●大邱通信

[illegible]

●果樹草木の植付

今回佐須土居内に果樹草木を多數植付けたる人あり何れも顯著なる〔結〕〔果〕[illegible]

其他鮮植物の需用供給漸く盛んなり

●竹島近況

竹島は目今も交通不便にして本邦より入島するもの甚少なるも既に本邦人五百餘名に達し居る由なるが右の本邦人は何れも保守の人間にして頗る人氣宜しからずといふ同島は大豆の産地米穀の産地としては〔有〕〔望〕なりといふ

●長崎通信　海洋生

▲韓國聯絡滊船問題

[illegible]

●各貿易港の船用炭

昨三十七年中全國各貿易港〔に〕〔於〕〔て〕外國貿易船に積込みし船用炭の〔總〕〔額〕は百〔〇〕拾万五千四百三噸にして之れを三十六年に比すれば[illegible]

[illegible]

●確實商店案內

[illegible]

朝鮮日報

小説　仮寝（上）　天奴

一体で降雨の稀れな山には珍らしい此間からの降りつゞき、[illegible]として今日も御休みます、折角非番の休暇も昨日下駄の歯を[illegible]加之に[illegible]

「ねエみいちやん、[illegible]」[illegible]

「やアみいちやんではありませんか」[illegible]

「れ久しうムいます」[illegible]

[illegible]

みいちやん……[illegible]

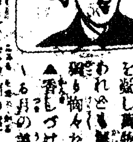
雜報

●某郡守會長の郡民煽動　釜山郡守は同地方に租税と賦課するに當り葉錢白銅を相折半して[illegible]郡民を煽動して白銅のみを以て[illegible]する限りにあらずと[illegible]反抗運動を始め當時は非常の騷亂を極めしと

●自稱一進會員[illegible]　昌平郡なる[illegible]一進會員と稱して横暴を極め[illegible]

●[illegible]

[illegible]



[illegible]

瀛船釜山出帆廣告
●日東丸 長崎門司神戸行 四月四日
●トンクス號 仁川芝罘太沽牛莊行 四月二日
●ヲハヨー號 仁川鎭南浦行 三月三十日
荷客取扱所 大池回漕店

大阪商船會社 汽船釜山出帆廣告
木浦仁川鎭南浦行
●安東丸 三月廿九日
●天照丸 四月二日
仁川鎭南浦行
●宮嶋丸 三月廿九日
●バイキング 三月廿五日
門司行
●日新号 三月廿八日
但門司釜山間臨時往復航海
下關神戸大阪行
●天照丸 三月廿八日
●蒼龍丸 三月廿三日
●義州丸 三月廿九日
●川丸 三月廿四日
●大山丸 四月二日
●大禮丸 四月六日
●宮嶋丸 四月七日
●安東丸 四月十三日
●天照丸
長崎博多下關神戸大阪行
●手取川丸 三月二十八日午後十時出帆
元山行
●蒼龍號
浦塩行
●瑞鷹丸 仁川群山間毎週三回往復
大阪商船株式會社

定期連絡汽船 釜山出帆廣告
●金州丸(若津丸代船)三月廿八日午後六時
殿原唐津行(九州鐵道ニ連絡ス)
中上回漕店方
荷客取扱店 國中商店 電話二四〇番

八頭司汽船釜山出帆廣告
●萬歳丸 木浦仁川行 三月三十日
●山陽丸 馬山浦行 三月廿八日
但シ午后二時出帆 荷物ハ朝午前九時
●馬山浦丸 仁川行 二月 日
八頭司船舶部

瀛商會 瀛船釜山出帆廣告

木浦仁川鎭南浦行
●京畿丸 三月廿八日 二月廿三日
●慶尚號 二月廿三日 元山直行
元山行
●慶寶丸 仁川濟南行 航海中
●泰盛号 陸陽 三月 二月
●正成丸 仁川群山間航海中
堀商會汽船部 釜山代理店 山川回漕店

池田汽船
●松前丸 三月廿八日 二月廿三日 仁川直行
●幸光丸
●静丸 仁川芝罘 航海中
●貫効丸
●同
荷客取扱 釜山港本町 山川回漕店 電話一七八番

大阪商船 瀛船釜山出帆廣告
●太湖丸 四月二日 大阪行
●神代丸 三月三十日 仁川鎭南浦行
●崇敬丸 二月廿八日 神戸大阪行
●大有丸 仁川鎭南浦行
大阪 細川丸 瀛船出帆廣告
●錦龍丸 三月 日
大池回漕店

瀛船釜山出帆廣告
●永田丸 二月 日
門司神戸大阪行 世昌洋行瀛船
●第八永田丸 三月 日
●ダクマル號
仁川膠洲灣行
●スルベルグ號 馬關神戸行 二月 日
釜山運輸組瀛船
●第四共同丸
沖永回漕店 (電話貳百貳拾七番)

●第四共同丸
●第五永田丸 月 日
釜山運輸組 (電話百二十七番)

濟州 世昌洋行汽船出帆廣告
門司神戸大阪行
●ダクマル 三月 日 午後五時出帆
馬關神戸行
●スルヘルク 三月 日 午後五時出帆
世昌洋行汽船元扱店 (サ)齋藤回漕部
瀛船釜山出帆廣告

●防長丸 四月一日 下關神戸大坂行
●浦門丸 三月廿八日 元山行
荷客取扱店 三木回漕店 電話八三番

寫眞撮影 釜山辨天町 平井寫眞館
釜山金泉各種其他朝鮮人風俗各種アリ

唐津石炭 辨天町二丁目 國安商店 電話一七一

板材木廉價販賣 其他石灰竹瓦 南濱海岸 島末商店

獸醫 富平町拾七番地 中尾範作 電話四拾四番

磨搗米廉價販賣 富平町 岡本商店 (電話三拾番)

東京そば 東庵

材木建具廉價販賣 富平町 平松商店

丁寧親切 南濱町六番地 柳井旅館

青物乾物砂糖麥粉 西町一丁目 遠藤商店 電話架設中

活版印刷 和漢歐文活字あり 迅速 廉價 鄭明 釜山西町三丁目郵便局裏 立志社

清酒 櫻正宗 櫻魂 南町三丁目 上西酒店 (電話 番)

勉強御下宿 南濱二十六番地海岸通 伊豫屋

精白米廉價販賣 石炭米共 南濱町海岸通四ツ角 西原商店

時計各種 附屬品色々 修繕確實 電氣メッキ金 金、銀、赤銅、ニツケル年度保險付 幸町一丁目 園田時計店 (電話二一〇番)

●卷煙草 ●刻煙草 宇治銘茶 ●銘茶 ●各種石鹸 ●齒磨類 ●麻裏草履
右卸小賣共大勉强 南濱小倉庵前 (紀)宇田商店

おしろい化粧水
●花札かるた才類
●新形鐵入莨入袋物
●香水香油石鹸類
其他足袋麻裏雜貨小間一切
釜山西町三丁目 諸品問屋 (百)明治屋

(三)印醬油 鳳凰 釜山北濱通 水野巖商店

陸軍御用釜山鎭路所共製品 滋養牛肉ソップ (一合代貳錢) 南濱二十八番 海岸通 平田秀吉

純良牛乳 富平町二拾四番地 配達迅速便利 稻尾牛乳店

●東京御料理 蕎麥とろ あそび 南濱海岸通り (電話二四四)

新古表製造賣買 並みた、表 西町三丁目 丹原商店

●萬小間物類 ●並ニ石鹸足袋 ●下駄糸化粧品類
右小賣共致候安價販賣 草梁中通り 藤井商店

古着古道具刀劍古書畫ツブ金銀賣買並ニ質屋 其外何品ニテモ高價ニ申受ベク候 西町三丁目石川醫院西隣 鈴木商店

血を增し肉を肥し胃を健にする 强壯的飲料は本品に如くものなし
蜂印葡萄酒
韓國一手販賣 釜山幸町一丁目 合 齊藤支店 (電話番號一四四)

各種時計保險附修繕並ニ附屬品 迅速叮寧廉價ヲ主トス 釜山港西町三丁目一番地 嶋田旭賞堂

家屋は新築清潔 眺望は風光明媚 旅館
取扱は親切丁寧 京釜鐵道沿線 三浪津河岸 鶴屋

雜貨品御用達 防水布其他寢具一式 洋服裁縫及販賣 空氣枕水枕製造 大日本小倉市京町三丁目 マルマ商會
陸軍御用達 釜山南濱通三十番戶 松尾儀平方 全商會出張所

株式會社第一銀行支店 (電話一一番)
一資本金 壹千万圓
一積立金 百七十万圓
明治六年設立
本店 東京 頭取 澁澤榮一
支店出張所 京城 仁川 木浦 群山 元山 鎭南浦 平壤 大阪 神戸 横濱 名古屋 四日市 下關 京都 伏見 兵庫 ...
...
諸取組爲替貸金其他銀行一般業務多小ニ不拘御便利御取扱可申候

調劑所 處方調劑ノ依頼ニ應ス 釜山本町 弓削靈藥館

諸新聞大賣捌
大坂毎日新聞 一ヶ月 四十八錢
萬朝報 一ヶ月 卅錢
電報新聞 一ヶ月 廿五錢
朝日新聞 一ヶ月 三十八錢
右迅速正確配達仕候 尙大阪毎日ハ郵便ヨリ一日早着仕候也 幸町一丁目二拾三番地 山口新聞舖

商廣告 旅館 釜山港南濱町支店 小野茂

齒科專門 幸町南濱通上田商店前 和田野醫院ヨリ五軒目 共生醫院假治療所

銘葉 鶴池商店
精選刻煙草 發賣元 釜山南濱 鶴池商店
定價 第一號 貳十五錢 第二號 三十錢 第三號 三十五錢
但シ卸ハ特ニ割引ス可ク候

京城泥峴一號地ニ滯在シテ契約訴訟等汎ク法律事務ヲ取扱フ
東京辯護士會 辨護士 皆川廣濟

東京 大慈本店製

メバツ印 香竄葡萄酒
賣捌所 草梁 大慈支店 釜山北濱 栗谷出張店 釜山本町 萩野店 仁川 土井

販賣品目
鐵網並建築用
諸金物類一切
亞鉛引平浪板
ロープ類各種
韓人向諸金物
角野商店